

平成 28 年 9 月 13 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟期日の開催について

本日 15 時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 14 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から第 9 次（平成 28 年 7 月 28 日）にわたり、提訴されたものであり、当社は原告の請求の棄却を求めています。

今回、当社は、第 9 次提訴に対する答弁書を提出し、第 1～8 次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、川内原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設備を設けており、また、地震・津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて、当社は書面を提出し、平成 28 年（2016 年）熊本地震に関して、震源である布田川・日奈久断層帯について基準地震動を策定するに際し適切に評価していること、川内原子力発電所における観測記録が当社が策定した基準地震動と比較しても十分に小さかったこと、また、熊本地震の事実を踏まえても川内原子力発電所の安全性に問題がないことについて主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上